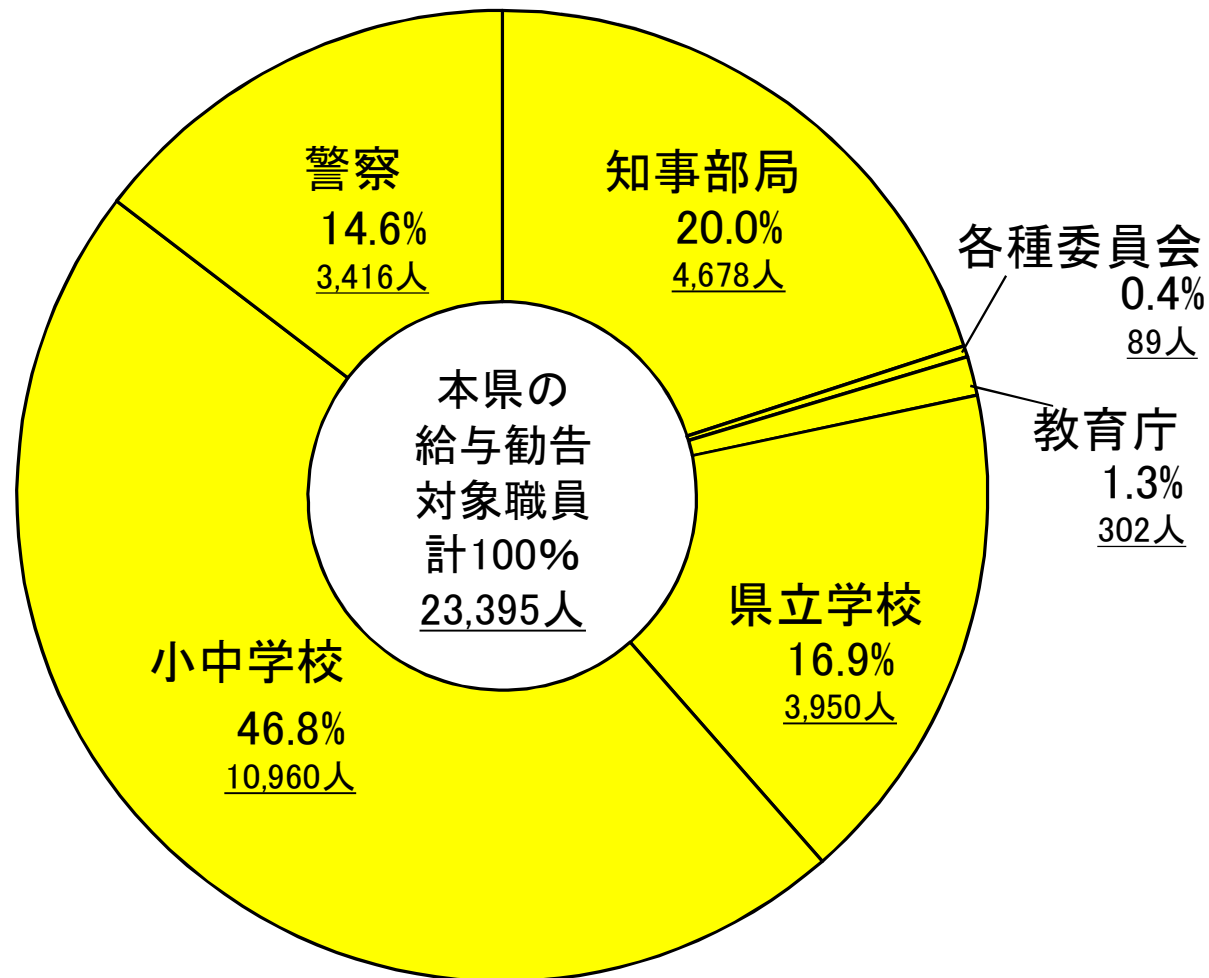


本年の勧告のポイント

平成26年10月
鹿児島県人事委員会

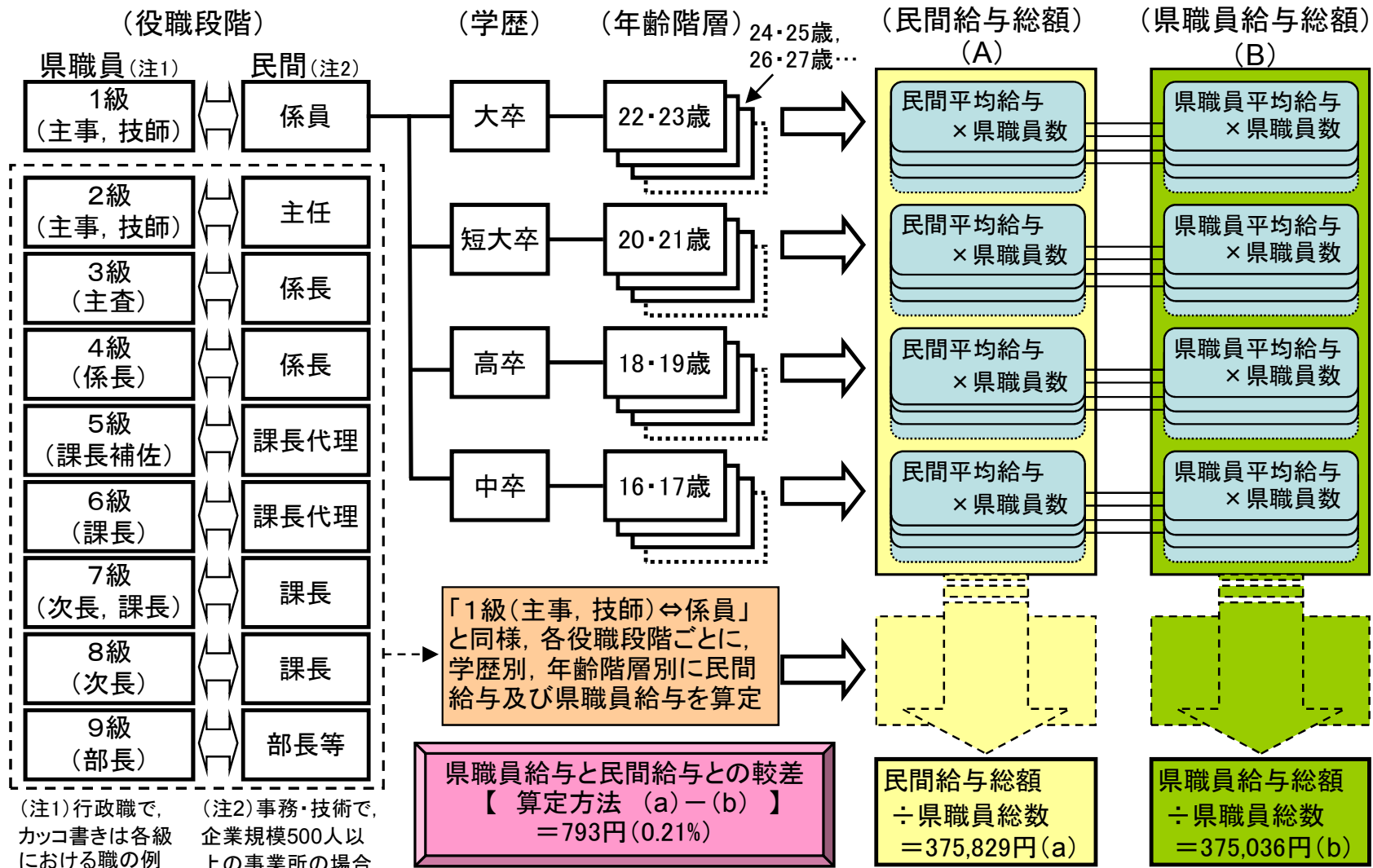
① 給与勧告の対象職員

本年の人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の各給料表適用者23,395人です。
なお、企業職員、現業職員及び特別職の職員は給与勧告対象職員となりません。



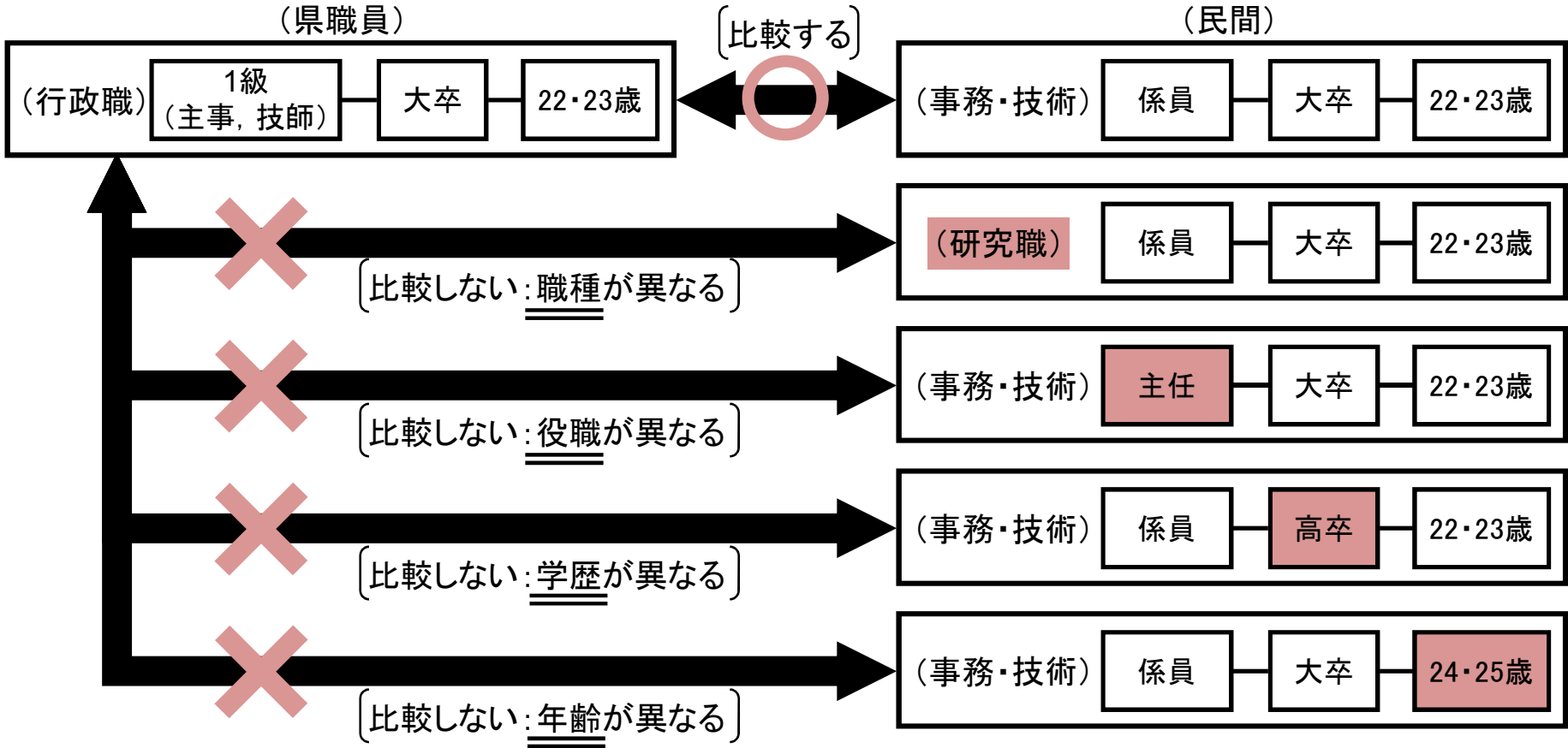
② 県職員給与と民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた給与総額(A)、(B)を算出し、これを県職員数で除した平均給与額(a)、(b)の水準を比較しています。



③ ラスパイレス比較の方法(職種, 役職, 学歴, 年齢が同等の者を比較)

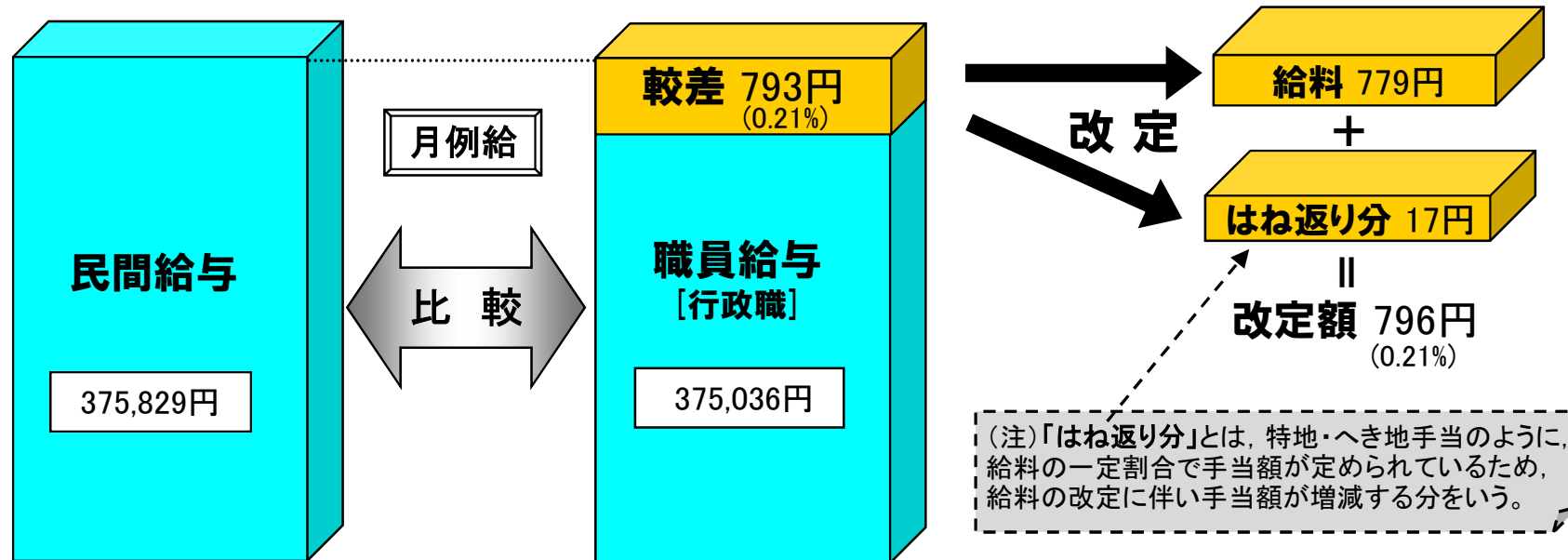
ラスパイレス比較では, 職種, 役職, 学歴, 年齢が同等の県職員と民間従業員の平均給与を比較します。



④ 民間給与との較差(公民較差)に基づく給与改定

月例給

本年の民間給与との較差 793円 (0.21%) を解消するため、以下のとおり、月例給の引上げ改定を行うこととしました。



特別給(ボーナス)

民間の支給割合(4.09月分)との均衡を図るため、職員の現行の支給月数(3.95月)を0.15月引上げ、4.10月に改定することとしました。

⑤ 本年の給与改定

1 給料表

- (1) 行政職給料表については、若年層に重点を置きながら広い範囲の号給について引上げ
 [平均改定率: 0.21% 若年層: 初任給の引上げと同程度 3級以上の級の高位号給: 据置き
 初任給 行政職上級(大卒程度): 174,200円(現行172,200円) 行政職初級(高卒程度): 142,100円(現行140,100円)]
- (2) その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に引上げ

2 期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給割合(4.09月分)との均衡を図るため、職員の現行の支給月数(3.95月)を0.15月分引上げ、4.10月に改定
- ・引上げ分は勤勉手当に配分(本年度は12月の勤勉手当を0.15月分引上げ)

[平均年間給与の増加額] 約69,000円(1.15%)

※行政職平均

[年間給与費の増加額] 約17.1億円

※年間給与費＝勧告対象職員の年間給与費総額

3 初任給調整手当

- ・医師・歯科医師に対する初任給調整手当を人事院勧告の内容に準じて引上げ
 (最高支給限度額410,900円→412,200円)

4 実施時期

- ・平成26年4月1日

⑥ 給与制度の総合的見直しの概要 《人事院資料》

基本的考え方

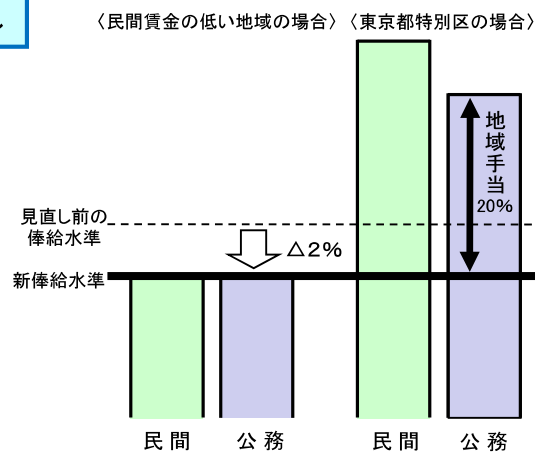
次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の給与水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

措置すべき事項

I 地域間の給与配分の見直し

- ① 民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、俸給表の水準を平均で2%引下げ
- ② 俸給表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合を見直し(3%~最高20%)

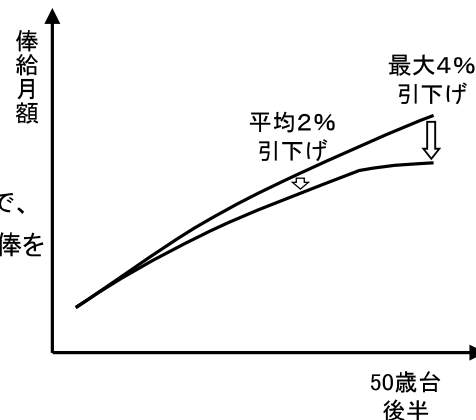


III 職務や勤務実績に応じた見直し

- ① 広域異動手当
60km以上300km未満は5%(現行3%)、300km以上は10%(現行6%)に引上げ
- ② 単身赴任手当
基礎額(現行23,000円)を30,000円に引上げ
加算額(現行年間9回の帰宅回数相当)を12回相当の額に引上げ
- ③ 本府省業務調整手当
係長級は基準となる俸給月額6%相当額(現行4%相当額)、係員級は4%相当額(現行2%相当額)に引上げ
- ④ 管理職員特別勤務手当
災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給

II 世代間の給与配分の見直し

- 50歳台後半層では公務員給与が民間給与を上回っていることから、俸給表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳台後半層の職員が多く在職する号俸を最大4%引下げ



〔55歳を超える職員(行政職(一)6級相当以上)に対する俸給等の1.5%減額支給措置の廃止〕

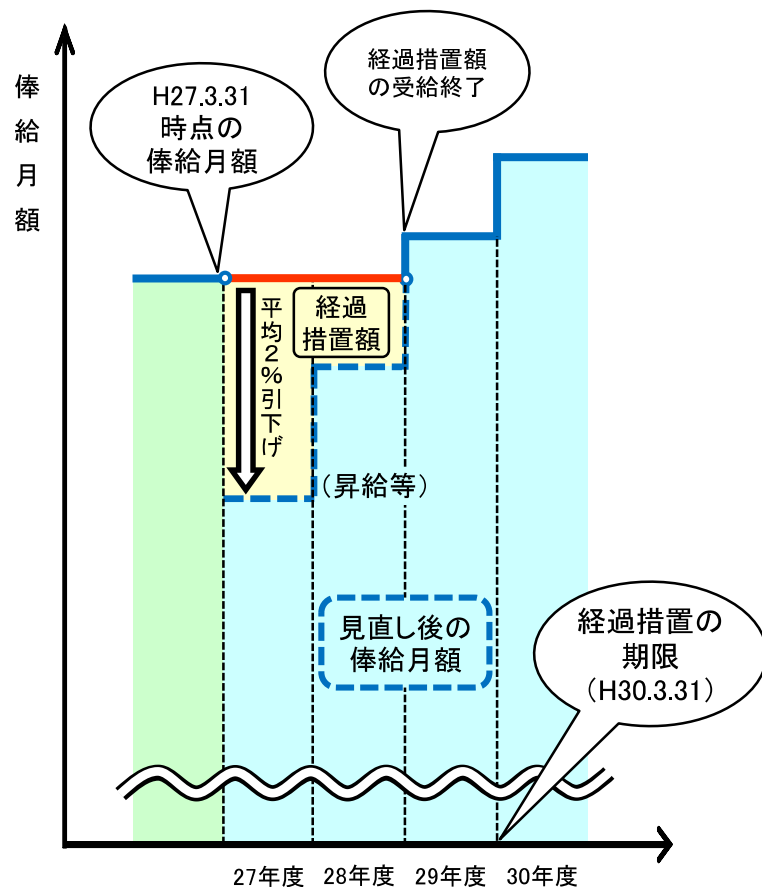
IV 実施スケジュール

- ① 新俸給表は平成27年4月1日から適用
- ② 新俸給表への切替えに伴い、次の経過措置等を講ずる。
 - ・ 新俸給表の俸給月額が切替え日の前日(平成27年3月31日)に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給
 - ・ 初年度(平成27年度)の制度改正原資を確保するため、平成27年1月1日の昇給に限り、昇給幅を1号俸抑制
- ③ 地域手当等の諸手当の見直しは、平成27年度から段階的に実施し、平成30年度(平成30年4月1日)に完成

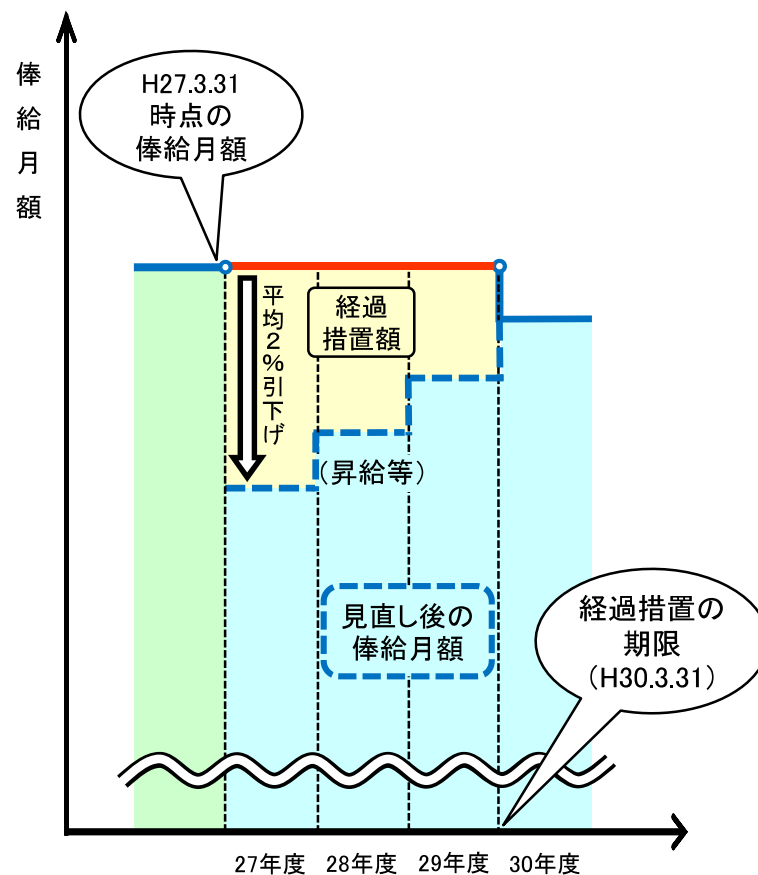
⑦ 俸給表水準の引下げに伴う経過措置(激変緩和措置) 《人事院資料》

俸給表水準の引下げとなる職員に配慮し、円滑に見直しを行うため、新たな俸給表の俸給月額が、切替え日の前日(平成27年3月31日)に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給します。

早期に経過措置の対象者でなくなる場合



3年間、経過措置の対象者である場合



⑧ 給与制度の総合的見直しへの対応

1 給料表等の見直し

- (1) 行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて平均2%引下げ
〔 1級(全号給)及び2級の初任給にかかる号給は引下げなし、3級以上の級の高位号給は最大4%引下げ
5級・6級に8号給ずつ増設 〕
- (2) その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定(医療職給料表(一)を除く)
- (3) 給料表の見直しに伴い、平成22年度から実施している55歳を超える職員(行政職給料表5級以下の職員等を除く)に対する給料等の0.5%減額支給措置を廃止

2 諸手当の見直し

- (1) 地域手当については、人事院勧告の内容に準じて、級地区分及び支給割合を見直し
- (2) 単身赴任手当については、人事院勧告の内容に準じて、基礎額(現行23,000円)を7,000円引上げ、距離に応じて支給される加算額(現行6,000円～45,000円)を2,000円～25,000円引上げ、距離区分を2区分増設
- (3) 管理職員特別勤務手当については、人事院勧告の内容に準じて、管理職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜(午前0時から午前5時までの間)に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲の額を支給

3 実施時期

- ・給料表の見直しは平成27年4月1日から実施。給料等の0.5%減額支給措置は平成30年3月31日をもって廃止
- ・諸手当の見直しは平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、段階的に実施

4 経過措置

新たな給料表の給料月額が、平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給

⑨ 最近の給与勧告の状況(行政職関係)

職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、平成19年以来7年ぶりに年間給与が増額となりました。

区 分	月例給	特別給(ボーナス)		勧告による平均年間給与の増減	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.28 %	4.95月	△0.30月	△99 千円	△1.53 %
平成12年	0.15 %	4.75月	△0.20月	△70 千円	△1.08 %
平成13年	0.05 %	4.70月	△0.05月	△18 千円	△0.27 %
平成14年	△2.07 %	4.65月	△0.05月	△158 千円	△2.43 %
平成15年	△1.07 %	4.40月	△0.25月	△173 千円	△2.68 %
平成16年	改定勧告なし	4.40月	—	—	—
平成17年	△0.38 %	4.45月	0.05月	△4 千円	△0.06 %
平成18年	改定勧告なし	4.40月	△0.05月	△2 千円	△0.31 %
平成19年	0.16 %	4.45月	0.05月	29 千円	0.45 %
平成20年	改定勧告なし	4.45月	—	—	—
平成21年	△0.18 %	4.15月	△0.30月	△143 千円	△2.22 %
平成22年	△0.17 %	3.95月	△0.20月	△90 千円	△1.43 %
平成23年	△0.32 %	3.95月	—	△20 千円	△0.32 %
平成24年	改定勧告なし	3.95月	—	—	—
平成25年	改定勧告なし	3.95月	—	—	—
平成26年	0.21 %	4.10月	0.15月	69 千円	1.15 %

⑩ 最近の給与水準(行政職関係)

区分	平均年齢	平均年間給与〔改定後〕		ラスパイレス指数〔給料の月額〕 〔国=100〕		特例条例による給料月額の減額措置		
			(減額措置後)	(総務省発表)	参考値	課長級以上	一般職員	若年層
平成11年	39.9歳	6,472千円		102.7	—			
平成12年	40.2歳	6,499千円		102.5	—			
平成13年	40.7歳	6,615千円		102.5	—			
平成14年	40.9歳	6,530千円		102.8	—			
平成15年	41.3歳	6,472千円		102.9	—			
平成16年	41.7歳	6,568千円	6,481千円	99.2	—	2%	2%	2%
平成17年	42.1歳	6,603千円	6,508千円	99.6	—	2%	2%	2%
平成18年	42.6歳	6,559千円	6,462千円	99.5	—	2%	2%	2%
平成19年	43.1歳	6,535千円	6,401千円	99.1	—	10%	2%	2%
平成20年	43.4歳	6,490千円	6,207千円	95.1	—	10%	6%	5%
平成21年	43.6歳	6,311千円	6,029千円	94.7	—	10%	6%	5%
平成22年	43.9歳	6,197千円	5,918千円	94.3	—	10%	6%	5%
平成23年	44.1歳	6,129千円	5,939千円	95.5	—	8%	4%	2%
平成24年	44.2歳	6,086千円	6,033千円	104.6	96.7	6%	2%	0%
平成25年	44.4歳	6,044千円	5,841千円	105.8	97.7	10%	6%	4%
平成26年	44.4歳	6,063千円		年末公表見込	—			

※ 平成24年の(減額措置後)は、給与の減額措置の9月末廃止を勘案して算定。

※ 平成25年の(減額措置後)は、給与の減額措置の7月からの実施を勘案して算定。

※ ラスパイレス指数の参考値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値。

⑪ 平成11年を100とした場合の平均年間給与等の推移(行政職関係)

